三	九三・七五	一・四
四	五二・五〇	一・二
五	四九・五〇	〇・九
六	四六・五〇	〇・七
七	四三・五〇	〇・四
八	四〇・五〇	〇・二
九年目以降	三七・五〇	〇

(ee) 実施区分の欄に「JPR5」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次のいずれか低い額とする。

(i) 一キログラムについての課税価格と一キログラムにつき五百二十四円に対し百パーセントに次の表の3欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た一キログラムについての額との差額

(ii) 次の表の2欄に掲げる額

1	2	3
年	一キログラムについての額（円）	率（パーセント）
一	一二五	一・九
二	一二五	一・七
三	一二五	一・四
四	七〇	一・二
五	六六	〇・九
六	六二	〇・七
七	五八	〇・四
八	五四	〇・二
九年目以降	五〇	〇

(ff) 実施区分の欄に「JPR7」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、この協定が効力を生ずる日に、基準税率の十パーセントを削減し、その後においても、その税率とする。

(gg) 実施区分の欄に「JPR9」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の六分の一を削減する。

(ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの四回の引下げにより、基準税率の五十パーセントまで削減する。

(iii) 五年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(hh) 実施区分の欄に「JPR12」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の二十五パーセントを削減する。

(ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの四回の引下げにより、基準税率の二十五パーセントまで削減する。

(iii) 五年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(ii) 実施区分の欄に「JPR13」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の十一分の一を削減する。

(ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの九回の引下げにより、基準税率の五十パーセントまで削減する。

(iii) 十年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(jj) 実施区分の欄に「JPR20」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の十五分の二を削減する。

(ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの七回の引下げにより、基準税率の四十パーセントまで削減する。

(iii) 八年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(kk) 実施区分の欄に「JPR21」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) (A) 一年目については、一キログラムにつき二十九円八十四銭

(B) 二年目については、一キログラムにつき二十七円七十七銭

(C) 三年目については、一キログラムにつき二十五円六十九銭

(D) 四年目については、一キログラムにつき二十三円六十一銭

(E) 五年目については、一キログラムにつき二十一円五十三銭

(F) 六年目については、一キログラムにつき十九円四十六銭

(G) 七年目については、一キログラムにつき十七円三十八銭

(H) 八年目については、一キログラムにつき十五円三十銭

(ii) 八年目以降、(i)(H)に規定する税率とする。

(ll) 実施区分の欄に「JPM1」を掲げる品目に該当する原産品であって世界貿易機関設立協定に基づく関税割当ての対象となるものについて、日本国が最低売渡価格を設定するに当たって、当該原産品に対して支払う額に加えることができる最大の額（以下この2において「最低売渡価格を設定するための最大輸入差益」という。）は、次のとおりとする。

(i) 一年目については、一キログラムにつき十五円三十銭

(ii) 二年目については、一キログラムにつき十四円五十銭

(iii) 三年目については、一キログラムにつき十三円六十銭

(iv) 四年目については、一キログラムにつき十二円八十銭

(v) 五年目については、一キログラムにつき十一円九十銭

(vi) 六年目については、一キログラムにつき十一円十銭

(vii) 七年目については、一キログラムにつき十円二十銭

(viii) 八年目及びその後の各年については、一キログラムにつき九円四十銭

(mm) 実施区分の欄に「JPM2」を掲げる品目に該当する原産品であって世界貿易機関設立協定に基づく関税割当ての対象となるものについて、最低売渡価格を設定するための最大輸入差益は、次のとおりとする。

(i) 一年目については、一キログラムにつき七円二十銭

(ii) 二年目については、一キログラムにつき六円八十銭

(iii) 三年目については、一キログラムにつき六円四十銭

(iv) 四年目については、一キログラムにつき六円

(v) 五年目については、一キログラムにつき五円六十銭